

人事労務通信

社会保険労務士事務所

人事労務センター

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前4-33-11-702

☎ 092-982-4188

Fax 092-982-6170

Eメール akiko@b-souken.com



絢爛と勇壮

博多祇園山笠



夏を彩る勇壮な「博多祇園山笠」は、鎌倉時代の仁治二年、禅宗の高僧・聖一国師が施餓鬼棚から祈祷水をまいて、疫病退散を祈願したことが始まりとされています。

7月に入ると福博の町17か所に絢爛な飾り山が建ち、15日の勇壮な追い山で終焉を迎えます。

飾り山を観に出かけました

スタ
コラ

被爆国日本は核兵器 禁止条約を批准すべき

大隈昭子

核兵器禁止条約が2017年7月7日に国連会議で採択されてから、7年を迎えました。

「核兵器禁止条約の会・長崎」は、「七夕の日」7月7日、長崎市の平和公園で7周年のつどいを開き、子どもたちが短冊に願いごとを書いて笹に飾り、原爆が投下された11時2分に全員で黙とう。「長崎の鐘」が打ち鳴らされたことが報道されています。

さらにこの「つどい」では、「国際情勢は戦争や紛争が次々と襲い日本も軍拡へ傾いている。こうした流れを決して許すことはできない。」「私たちはそうしたことを決して許すこと

はできない」「私たちの国には平和憲法、世界には禁止条約がある」核や戦争のない世界を子どもたちと迎えるために、この条約を多くの人たちに広げていきたい」と訴え、子どもたちが「世界から戦争がなくなりますように」「ケンカしないで仲良くみんなでご飯を食べてほしい」と短冊に書き込んだメッセージが次々と読み上げられました。



しかし、21年には、同条約が発効し、実効力と規範力を高めるなか、唯一の戦争被爆国である日本政府は米国の「核の傘」のもとで署名も批准も進めていません。

一方、日本政府に同条約への参加を求める地方議会の意見書（趣旨採択を含む）が683に達し、全1788議会の38%を超えたことがわかりました。（原水爆禁止日本協議会（日本原水協）の調べ）

兵庫県丹波市議会は全会一致で意見書可決（6月26日）。「核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが強く求められています」と強調し、さらに、ロシアのプーチン大統領による核兵器使用の脅迫は「核兵器禁止条約に明確に違反する」と批判し、「今こそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たねばなりません。その証として、核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを強く求めます」と訴えています。

静岡県小山町議会は意見書を可決（6月24日）。「核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に呼応して、唯一の戦争被爆国である日本は、積極的な役割を果たす必要がある」として、核兵器禁止条約に早急に署名し、批准することを強く求めています。

こうした声を上げていくことが、今、強く求められています。

こうした声を上げていくことが、今、強く求められています。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-982-4188

FAX 092-982-6170

Eメール：akiko@b-souken.com

治療と仕事の両立支援と社労士の役割

Q&A

Q：社労士は、事業所における従業員が傷病により治療と仕事の両立を図るうえで、支援において「社労士が果たす役割は広く大きい。」と聞いたのですが？

A：厚生労働省は、2016年に「治療と仕事の両立支援のガイドライン」を発表し、この「ガイドライン」の発表の後、治療と仕事の両立支援が活発に進むようになっており、両立支援に取り組む社労士の役割は、ますます重要になっています。

Q：両立支援の事例や状況はどこで発表されていますか

A：厚労省のホームページにガイドラインやシンポジウムなど治療と仕事の両立支援に関する行政の情報が集約されています。

また、治療と仕事の両立支援ナビが紹介されています。この情報は、事業者や医療機関、支援機関にとっても分かりやすいページとなっています。

Q：厚労省関連以外の文書・ツールの存在を知っておくことも望ましいとの記載もありますが。

A：国立がん研究センターが運営しているサイト打破、病名別の最新の情報が掲載されており、患者の立場でも分かりやすく掲載されています。

また、独立行政法人労働者健康安全機構が、両立支援コーディネーターとして両立支援をおこなえるわかりやすい研修ツールなども紹介されています。

介護報酬改定による処遇改善

介護職員の処遇改善施策は、2009年から行われてきましたが、2024年度の介護報酬改定において新たな段階に入っています。

今年度の介護報酬改定では、全体の報酬引き

上げ率1.59%のうち、0.98%が介護職員の処遇改善に当てられることが決定され、さらに、従来の処遇改善加算（介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算）が統合され、4段階の「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

介護・福祉関係の事業所では、これまでの「処遇改善加算」制度によって、煩雑な手続きなどに“振り回された”感がありました。

2025年度以降の新処遇改善加算制度によって、新たな算定要件（キャリアパス要件、月額賃金改善要件、職場環境）を満たすことが求められており、「また、新たな事務手続きが必要なのか」との声も聞かれます。

“働き甲斐”を感じられる賃金が保障される本当の意味での処遇改善が求められています。

あとがき

人事労務通信は、今月号で138号を迎えました。社会保険労務士事務所を開業して、2年目の2月、「事業の発展と雇用環境の改善のための情報や社会保険・労働保険の手続きに関して各事業者の皆さまの業務が円滑に対応出来るような通信に出来れば」との願いから、スタートしたものです。

各事業所を運営されるなかで、様々な法律や事業の発展のために疑問に思われたことなどを、助成金情報やQ&Aとしてお知らせする中で、通信の発行を継続することも出来たと実感しています。

お騒がせしました骨折も無事リハビリを終え、日常を取り戻しつつあります。

早速、元気さをアピールするためイカ釣りに出かけました。



人事労務センター
ホームページURL
<https://roumu.b-souken.com>